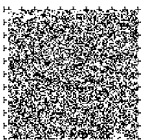


— 1. 身体障害者障害程度等級表

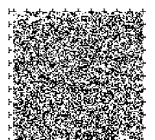
(身体障害者福祉法施行規則別表第5号より)

級 別		1級	2級	3級
視覚障害		視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(I / 4 視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(I / 2 視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
聴覚または平衡機能の障害	聴覚障害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)
	平衡機能障害			平衡機能の極めて著しい障害
音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害				音声機能、言語機能またはそしゃく機能の喪失

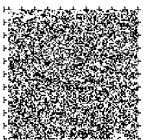


は身体障害者旅客運賃割引規則（JR 運賃割引）による第 1 種身体障害者の範囲を示します。

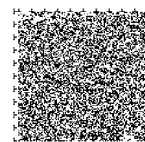
4級	5級	6級	7級
1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。）	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	
2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		
1 両耳の聴カレベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		1 両耳の聴カレベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴カレベルが90デシベル以上、他側耳の聴カレベルが50デシベル以上のもの	
	平衡機能の著しい障害		
音声機能、言語機能またはそしゃく機能の著しい障害			



級 別		1級	2級	3級
肢体不自由	上肢機能障害	1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したものの	1 両上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したものの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したものの
	下肢機能障害	1 両下肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したものの
	体幹機能障害	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1 体幹の機能障害により坐位または起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
	脳病変による運動機能障害	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	移動機能障害 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの
		移動機能障害 不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	移動機能障害 不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	移動機能障害 不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの



4級	5級	6級	7級
<p>1 両上肢のおや指を欠くもの</p> <p>2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの</p> <p>3 一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの</p> <p>4 一上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの</p> <p>5 一上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したもの</p> <p>6 おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの</p> <p>7 おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの</p> <p>8 おや指またはひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害</p>	<p>1 両上肢のおや指の機能の著しい障害</p> <p>2 一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害</p> <p>3 一上肢のおや指を欠くもの</p> <p>4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの</p> <p>5 一上肢のおや指およびひとさし指の機能の著しい障害</p> <p>6 おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害</p>	<p>1 一上肢のおや指の機能の著しい障害</p> <p>2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの</p> <p>3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したものの</p>	<p>1 一上肢の機能の軽度の障害</p> <p>2 一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害</p> <p>3 一上肢の手指の機能の軽度の障害</p> <p>4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害</p> <p>5 一上肢のなか指、くすり指および小指を欠くもの</p> <p>6 一上肢のなか指、くすり指および小指の機能を全廃したもの</p>
<p>1 両下肢のすべての指を欠くもの</p> <p>2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの</p> <p>3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの</p> <p>4 一下肢の機能の著しい障害</p> <p>5 一下肢の股関節または膝関節の機能を全廃したもの</p> <p>6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上または健側の長さの10分の1以上短いもの</p>	<p>1 一下肢の股関節または膝関節の機能の著しい障害</p> <p>2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの</p> <p>3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上または健側の長さの15分の1以上短いもの</p>	<p>1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの</p> <p>2 一下肢の足関節の機能の著しい障害</p>	<p>1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害</p> <p>2 一下肢の機能の軽度の障害</p> <p>3 一下肢の股関節、膝関節または足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害</p> <p>4 一下肢のすべての指を欠くもの</p> <p>5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの</p> <p>6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上または健側の長さの20分の1以上短いもの</p>
	体幹の機能の著しい障害		
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの



級 別		1級	2級	3級
心臓、じん臓若しくは呼吸器またはぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	害 心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	障害 じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	障害 呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	腸機能障害 ぼうこうまたは直腸	ぼうこうまたは直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこうまたは直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	害 小腸機能障害	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	による免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
	肝臓機能障害	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）

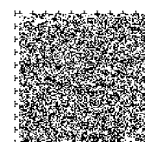
備考：

- 1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。
- 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が二以上重複する場合は、6級とする。
- 3 異なる等級について二以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。



4級	5級	6級	7級
心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
ぼうこうまたは直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			

- 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
- 6 上肢または下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。
- 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

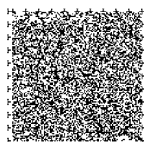


— 2. <sup>あい てちょうはんていきじゅんひょう</sup>愛の手帳判定基準表 (18 <sup>さいいじょうせいじん</sup>歳以上成人)

(東京都愛の手帳交付要綱第 4 条より)

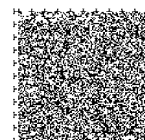
項目 程度	知能測定値	知的能力	職業能力	社会性
		標準化された知能検査、社会生活能力検査または乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数およびそれに該当する指数について、下の程度別に判定すること。	文字や数の理解、物事の判断および日常生活における教養、娯楽物等の利用能力について、下の程度別に判定すること。	作業能力または、職業としての作業能力の程度について、下の程度別に判定すること。
1 度 (最重度)	知能指数およびそれに該当する指数がおおむね 19 以下	文字や数の理解が不可能	簡単な手伝いなどの作業も不可能	対人関係の理解が不可能
2 度 (重 度)	知能指数およびそれに該当する指数がおおむね 20 ～ 34	文字や数の理解がわずかに可能	簡単な手伝い程度は可能。また、保護的環境であれば単純作業が可能	集団的行動がほとんど不可能。ただし、個別的な援助があれば限られた範囲での社会生活が可能
3 度 (中 度)	知能指数およびそれに該当する指数がおおむね 35 ～ 49	表示をある程度理解し簡単な加減ができる。	助言等があれば、単純作業が可能	対人関係の理解および集団的行動がある程度可能。また、適当な援助のもとに、限られた範囲での社会生活が可能
4 度 (軽 度)	知能指数およびそれに該当する指数がおおむね 50 ～ 75	テレビ、新聞等をある程度日常生活に利用できる、給料等の処理ができる。	単純作業は可能であるが、時に助言等が必要	対人関係の理解および集団的行動がおおむね可能。また、適当な援助のもとに、社会生活が可能

※ 0 ～ 6 歳 (就学前)、6 ～ 17 歳 (児童) の基準には若干の違いがあります。



は知的障害者旅客運賃割引規則（JR 運賃割引）による  
第 1 種知的障害者の範囲を示します。

意思疎通	身体的健康	日常行動	基本生活
言語および文字を通しての意思疎通の可能な度合いについて下の程度別に判定すること。	身体の発達、その健康状態または合併症等に関する健康上の配慮について、下の程度別に判定すること。	日常行動の状況について、右の程度別に判定すること。	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等みずからの周辺生活の処理能力について、下の程度別に判定すること。
言語による意思疎通がほとんど不可能	特別の治療、看護が必要	日常行動に支障および特別な傾向があり、常時保護および配慮が必要	周辺生活の処理がほとんど不可能
言語による意思疎通がやや可能	特別の保護が必要	日常行動に支障があり、常時注意および配慮が必要	周辺生活の処理が部分的に可能
言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能	特別の注意が必要	日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要	周辺生活の処理がおおむね可能
日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通した意思疎通が可能	健康であり、特に注意を必要としない。	日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない。	周辺生活の処理が可能

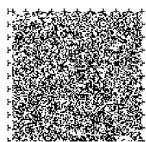




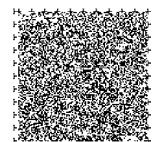
— 3. 精神障害者保健福祉手帳判定基準表

(厚生省保健医療局長通知より)

障害等級	1 級 (精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの)
障害の状態	精神疾患 (機能障害) の状態  1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態または高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分(感情)障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動および思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態または病状が前記 1、2 に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作または知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の 1～7 に準ずるもの
障害の状態	能力障害 (活動制限) の状態  1 調和のとれた適切な食事摂取ができない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持ができない。 3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。 4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。 6 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。 7 社会的手続をしたり、一般の公共施設を利用することができない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない。 (上記 1～8 のうちいくつかに該当するもの)



2 級 (精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの)	3 級 (精神障害であって、日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの)
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態または病状があるため、人格変化、思考障害、その他の妄想幻覚等の異常体験があるもの</li> <li>2 気分(感情)障害によるものにあつては、気分、意欲・行動および思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの</li> <li>3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態または病状が前記 1、2 に準ずるもの</li> <li>4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作または知能障害その他の精神神経症状があるもの</li> <li>5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの</li> <li>6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの</li> <li>7 発達障害によるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの</li> <li>8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の 1～7 に準ずるもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態または病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの</li> <li>2 気分(感情)障害によるものにあつては、気分、意欲・行動および思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの</li> <li>3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態または病状が前記 1、2 に準ずるもの</li> <li>4 てんかんによるものにあつては、発作または知能障害その他の精神神経症状があるもの</li> <li>5 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの</li> <li>6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの</li> <li>7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの</li> <li>8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の 1～7 に準ずるもの</li> </ol>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。</li> <li>2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は援助なしにはできない。</li> <li>3 金銭管理や計画的で適切な買物は援助なしにはできない。</li> <li>4 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。</li> <li>5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。</li> <li>6 身の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。</li> <li>7 社会的手続や一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。</li> <li>8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。 (上記 1～8 のうちいくつかに該当するもの)</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。</li> <li>2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。</li> <li>3 金銭管理や計画的で適切な買物はおおむねできるがなお援助を必要とする。</li> <li>4 規則的な通院・服薬はおおむねできるがなお援助を必要とする。</li> <li>5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいえ不安定である。</li> <li>6 身の安全保持や危機的状況での対応はおおむね適切であるが、なお援助を必要とする。</li> <li>7 社会的手続や一般の公共施設の利用はおおむねできるが、なお援助を必要とする。</li> <li>8 社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいえ援助を必要とする。 (上記 1～8 のうちいくつかに該当するもの)</li> </ol>

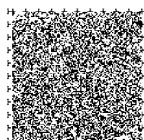


とくべつしょうがいしゃてあてにんていきじゅんひょう  
— 4. 特別障害者手当認定基準表 —

- 1 表Aが2つ以上該当する人、または表Aが1つと表Bが2つ以上該当する人  
(ただし、表Aと表Bで同一の障害については、1つの障害とみなします。)
- 2 表Aの③～⑤のいずれかに該当し、日常生活動作において、常時、特別な介護を必要とする人
- 3 表Aの⑥に該当し、絶対安静の状態の人
- 4 表Aの⑦に該当し、日常生活能力において、常時、特別な介護を必要とする人

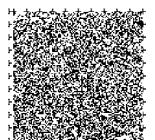
【表A】

- ①両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの、または一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの  
ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI / 2 視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの  
自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
- ②両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- ③両上肢の機能に著しい障害を有するものまたは両上肢の全ての指を欠くものもしくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- ④両下肢の機能に著しい障害を有するものまたは両下肢を足関節以上で欠くもの
- ⑤体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- ⑥前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ⑦精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの



**【表B】**

- ①両眼の視力がそれぞれ0.07以下のものまたは一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
- ②両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- ③平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
- ④そしゃく機能を失ったもの
- ⑤音声または言語機能を失ったもの
- ⑥両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもののまたは両上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの
- ⑦一上肢の機能に著しい障害を有するものまたは一上肢の全ての指を欠くものもしくは一上肢の全ての指の機能を全廃したもの
- ⑧一下肢の機能を全廃したもののまたは一下肢を大腿の1/2以上で欠くもの
- ⑨体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- ⑩前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- ⑪精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの



しょうがいしゃそうごうしえんぼう たいしょうしつべいいちらん  
 5. 障害者総合支援法の対象疾病一覧

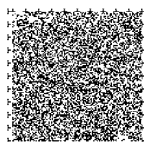
障害者総合支援法の対象となる疾病は以下の通りです。

■対象疾病一覧 (369 疾病 50 音順)

- 新たに対象となる疾病 (3 疾病)
- 障害者総合支援法独自の対象疾病 (29 疾病)
- △表記が変更された疾病 (5 疾病)

あ	1	アイカルディ症候群	
	2	アイザックス症候群	
	3	IgA腎症	
	4	IgG4関連疾患	
	5	亜急性硬化性全脳炎	
	6	アジソン病	
	7	アッシャー症候群	
	8	アトピー性脊髄炎	
	9	アペール症候群	
	10	アミロイドーシス	
	11	アラジール症候群	
	12	アルポート症候群	
	13	アレキサンダー病	
	14	アンジェルマン症候群	
	15	アントレー・ビクスラー症候群	
い	16	イソ吉草酸血症	
	17	一次性ネフローゼ症候群	
	18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	
	19	1p36欠失症候群	
	20	遺伝性自己炎症疾患	
	21	遺伝性ジストニア	
	22	遺伝性周期性四肢麻痺	
	23	遺伝性膀胱炎	
	24	遺伝性鉄芽球性貧血	
う	25	ウィーバー症候群	
	26	ウィリアムズ症候群	
	27	ウィルソン病	
	28	ウエスト症候群	
	29	ウェルナー症候群	
	30	ウォルフラム症候群	
	31	ウルリッヒ病	
え	32	HTRA1関連脳小血管病	△
	33	HTLV-1 関連脊髄症	
	34	ATR-X症候群	
	35	ADH分泌異常症	
	36	エーラス・ダンロス症候群	
	37	エプスタイン症候群	
	38	エプスタイン病	
	39	エマヌエル症候群	
	40	MECP2 重複症候群	●
	41	遠位型ミオパチー	
	42	円錐角膜	○
お	43	黄色靭帯骨化症	
	44	黄斑ジストロフィー	

	45	大田原症候群	
	46	オクシピタル・ホーン症候群	
	47	オスラー病	
か	48	カーニー複合	
	49	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	
	50	潰瘍性大腸炎	
	51	下垂体前葉機能低下症	
	52	家族性地中海熱	
	53	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)	
	54	家族性良性慢性天疱瘡	
	55	カナバン病	
	56	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	
	57	歌舞伎症候群	
	58	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	
	59	カルニチン回路異常症	
	60	加齢黄斑変性	○
	61	肝型糖原病	
	62	間質性膀胱炎(ハンナ型)	
	63	環状20番染色体症候群	
	64	関節リウマチ	
65	完全大血管転位症		
66	眼皮膚白皮症		
き	67	偽性副甲状腺機能低下症	
	68	ギャロウェイ・モフト症候群	
	69	急性壊死性脳症	○
	70	急性網膜壊死	○
	71	球脊髄性筋萎縮症	
	72	急速進行性糸球体腎炎	
	73	強直性脊椎炎	
	74	巨細胞性動脈炎	
	75	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	
	76	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	
	77	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	
	78	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	
	79	筋萎縮性側索硬化症	
	80	筋型糖原病	
81	筋ジストロフィー		
く	82	クッシング病	
	83	フリオピリン関連周期熱症候群	
	84	クリッペル・トレノナー・ウェーバー症候群	



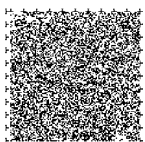
	85	クルーゾン症候群	
	86	グルコーストランスporter 1欠損症	
	87	グルタル酸血症1型	
	88	グルタル酸血症2型	
	89	クロウ・深瀬症候群	
	90	クローン病	
	91	クローンカイト・カナダ症候群	
け	92	痙攣重積型（二相性）急性脳症	
	93	結節性硬化症	
	94	結節性多発動脈炎	
	95	血栓性血小板減少性紫斑病	
	96	限局性皮質異形成	
	97	原発性局所多汗症	○
	98	原発性硬化性胆管炎	
	99	原発性高脂血症	
	100	原発性側索硬化症	
	101	原発性胆汁性胆管炎	
	102	原発性免疫不全症候群	
	103	顕微鏡の大腸炎	○
	104	顕微鏡的多発血管炎	
こ	105	高IgD症候群	
	106	好酸球性消化管疾患	
	107	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	
	108	好酸球性副鼻腔炎	
	109	抗糸球体基底膜腎炎	
	110	後縦靭帯骨化症	
	111	甲状腺ホルモン不応症	
	112	拘束型心筋症	
	113	高チロシン血症1型	
	114	高チロシン血症2型	
	115	高チロシン血症3型	
	116	後天性赤芽球癆	
	117	広範脊柱管狭窄症	
	118	膠様滴状角膜ジストロフィー	
	119	抗リン脂質抗体症候群	
	120	コケイン症候群	
	121	コステロ症候群	
	122	骨形成不全症	
	123	骨髄異形成症候群	○
	124	骨髄線維症	○
	125	ゴナドトロピン分泌亢進症	
	126	5p欠失症候群	
	127	コフィン・シリズ症候群	
	128	コフィン・ローリー症候群	
	129	混合性結合組織病	
さ	130	鰓耳腎症候群	
	131	再生不良性貧血	
	132	サイトメガロウィルス角膜内皮炎	○
	133	再発性多発軟骨炎	
	134	左心低形成症候群	
	135	サルコイドーシス	
	136	三尖弁閉鎖症	
	137	三頭酵素欠損症	
し	138	CFC症候群	

	139	シェーグレン症候群	
	140	色素性乾皮症	
	141	自己貪食空胞性ミオパチー	
	142	自己免疫性肝炎	
	143	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	
	144	自己免疫性溶血性貧血	
	145	四肢形成不全	○
	146	シトステロール血症	
	147	シトリン欠損症	
	148	紫斑病性腎炎	
	149	脂肪萎縮症	
	150	若年性特発性関節炎	
	151	若年性肺気腫	
	152	シャルコー・マリー・トゥース病	
	153	重症筋無力症	
	154	修正大血管転位症	
	155	ジュベール症候群関連疾患	
	156	シュワルツ・ヤンペル症候群	
	157	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	
	158	神経細胞移動異常症	
	159	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	
	160	神経線維腫症	
	161	神経有棘赤血球症	
	162	進行性核上性麻痺	
	163	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	
	164	進行性骨化性線維異形成症	
	165	進行性多巣性白質脳症	
	166	進行性白質脳症	
	167	進行性ミオクローヌステんかん	
	168	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	
	169	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	
す	170	スタージ・ウェーバー症候群	
	171	スティーヴンス・ジョンソン症候群	
	172	スミス・マギニス症候群	
	173	スモン	○
せ	174	脆弱X症候群	
	175	脆弱X症候群関連疾患	
	176	成人発症スチル病	△
	177	成長ホルモン分泌亢進症	
	178	脊髄空洞症	
	179	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	
	180	脊髄髄膜瘤	
	181	脊髄性筋萎縮症	
	182	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症	
	183	前眼部形成異常	
	184	全身性エリテマトーデス	



	185	全身性強皮症	
	186	先天異常症候群	
	187	先天性横隔膜ヘルニア	
	188	先天性核上性球麻痺	
	189	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	
	190	先天性魚鱗癬	
	191	先天性筋無力症候群	
	192	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症	
	193	先天性三尖弁狭窄症	
	194	先天性腎性尿崩症	
	195	先天性赤血球形成異常性貧血	
	196	先天性僧帽弁狭窄症	
	197	先天性大脳白質形成不全症	
	198	先天性肺静脈狭窄症	
	199	先天性風疹症候群	○
	200	先天性副腎低形成症	
	201	先天性副腎皮質酵素欠損症	
	202	先天性ミオパチー	
	203	先天性無痛無汗症	
	204	先天性葉酸吸収不全	
	205	前頭側頭葉変性症	
	206	線毛機能不全症候群 (カルタゲナー症候群を含む。)	●
そ	207	早期ミオクロニー脳症	
	208	総動脈幹遺残症	
	209	総排泄腔遺残	
	210	総排泄腔外反症	
	211	ソトス症候群	
た	212	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	
	213	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	
	214	大脳皮質基底核変性症	
	215	大理石骨病	
	216	ダウン症候群	○
	217	高安動脈炎	
	218	多系統萎縮症	
	219	タナトフォリック骨異形成症	
	220	多発血管炎性肉芽腫症	
	221	多発性硬化症／視神経脊髄炎	
	222	多発性軟骨性外骨腫症	○
	223	多発性嚢胞腎	
	224	多脾症候群	
	225	タンジール病	
	226	単心室症	
	227	弾性線維性仮性黄色腫	
	228	短腸症候群	○
	229	胆道閉鎖症	
ち	230	遅発性内リンパ水腫	
	231	チャージ症候群	

	232	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	
	233	中毒性表皮壊死症	
	234	腸管神経節細胞僅少症	
て	235	TRPV4異常症	●
	236	TSH分泌亢進症	
	237	TNF受容体関連周期性症候群	
	238	低ホスファターゼ症	
	239	天疱瘡	
と	240	特発性拡張型心筋症	
	241	特発性間質性肺炎	
	242	特発性基底核石灰化症	
	243	特発性血小板減少性紫斑病	
	244	特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	
	245	特発性後天性全身性無汗症	
	246	特発性大腿骨頭壊死症	
	247	特発性多中心性キャスルマン病	
	248	特発性門脈圧亢進症	
	249	特発性両側性感音難聴	
	250	突発性難聴	○
	251	ドラベ症候群	
な	252	中條・西村症候群	
	253	那須・ハコラ病	
	254	軟骨無形成症	
	255	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	
に	256	22q11.2欠失症候群	
	257	乳幼児肝巨大血管腫	
	258	尿素サイクル異常症	
ぬ	259	ヌーナン症候群	
ね	260	ネイルパテラ症候群 (爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症	
	261	ネフロン癆	
の	262	脳クレアチン欠乏症候群	
	263	脳腱黄色腫症	
	264	脳内鉄沈着神経変性症 (※)	△
	※旧対象疾病番号159 (神経フェリチン症) は対象疾病番号264 (脳内鉄沈着神経変性症) に統合		
	265	脳表ヘモジデリン沈着症	
	266	膿疱性乾癬	
	267	嚢胞性線維症	
は	268	パーキンソン病	
	269	バージャー病	
	270	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	
	271	肺動脈性肺高血圧症	
	272	肺胞蛋白症 (自己免疫性又は先天性)	
	273	肺胞低換気症候群	
	274	ハッチンソン・ギルフォード症候群	
	275	バッド・キアリ症候群	
	276	ハンチントン病	
	277	汎発性特発性骨増殖症	○
ひ	278	PCDH19関連症候群	
	279	非ケトーシス型高グリシン血症	



	280	肥厚性皮膚骨膜炎	
	281	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	
	282	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	
	283	肥大型心筋症	
	284	左肺動脈右肺動脈起始症	
	285	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	
	286	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	
	287	ビッカースタッフ脳幹脳炎	
	288	非典型溶血性尿毒症症候群	
	289	非特異性多発性小腸潰瘍症	
	290	皮膚筋炎/多発性筋炎	
	291	びまん性汎細気管支炎	○
	292	肥満低換気症候群	○
	293	表皮水疱症	
	294	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	
ふ	295	VATER症候群	
	296	ファイファー症候群	
	297	ファロー四徴症	
	298	ファンコニ貧血	
	299	封入体筋炎	
	300	フェニルケトン尿症	
	301	フォンタン術後症候群	○
	302	複合カルボキシラーゼ欠損症	
	303	副甲状腺機能低下症	
	304	副腎白質ジストロフィー	
	305	副腎皮質刺激ホルモン不応症	
	306	ブラウ症候群	
	307	プラダー・ウィリ症候群	
	308	プリオン病	
	309	プロピオン酸血症	
	310	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	
へ	311	閉塞性細気管支炎	
	312	β-ケトチオラーゼ欠損症	
	313	ベーチェット病	
	314	ベスレムミオパチー	
	315	ヘパリン起因性血小板減少症	○
	316	ヘモクロマトーシス	○
	317	ペリー病	△
	318	ペルーシド角膜辺縁変性症	○
	319	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	
	320	片側巨脳症	
	321	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	
ほ	322	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	
	323	発作性夜間ヘモグロビン尿症	
	324	ホモシスチン尿症	
	325	ポルフィリン症	
ま	326	マリネスコ・シェーグレン症候群	

	327	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群	△
	328	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	
	329	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	
	330	慢性再発性多発性骨髄炎	
	331	慢性膀胱炎	○
	332	慢性特発性偽性腸閉塞症	
み	333	ミオクロニー欠神てんかん	
	334	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	
	335	ミトコンドリア病	
む	336	無虹彩症	
	337	無脾症候群	
	338	無βリポタンパク血症	
め	339	メープルシロップ尿症	
	340	メチルグルタコン酸尿症	
	341	メチルマロン酸血症	
	342	メビウス症候群	
	343	メンケス病	
も	344	網膜色素変性症	
	345	もやもや病	
	346	モワット・ウイルソン症候群	
や	347	薬剤性過敏症症候群	○
	348	ヤング・シンプソン症候群	
ゆ	349	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴	○
	350	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	
よ	351	4p欠失症候群	
ら	352	ライソゾーム病	
	353	ラスマッセン脳炎	
	354	ランゲルハンス細胞組織球症	○
	355	ランドウ・クレフナー症候群	
り	356	リジン尿性蛋白不耐症	
	357	両側性小耳症・外耳道閉鎖症	○
	358	両大血管右室起始症	
	359	リンパ管腫症/ゴーハム病	
	360	リンパ脈管筋腫症	
る	361	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	
	362	ルビンシュタイン・テイビ症候群	
れ	363	レーベル遺伝性視神経症	
	364	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	
	365	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴	○
	366	レット症候群	
	367	レノックス・ガストー症候群	
ろ	368	ロスモンド・トムソン症候群	
	369	肋骨異常を伴う先天性側弯症	



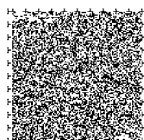


## 6. 港区等の障害福祉サービス事業所一覧

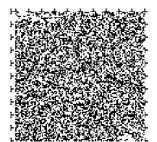
※事業所一覧は令和6年7月1日現在の東京都または港区への届出情報をもとに掲載しています。  
 ※事業所により取り扱っていない障害種類もありますので、詳細はお問い合わせください。

計画相談支援・障害児相談支援			
	事業所名	所在地	電話番号
1	港区立障害保健福祉センター 地域活動支援センター	港区芝1-8-23	03-5439-8053
2	港区立精神障害者支援センター	港区高輪1-4-8	03-5449-6456
3	港区立障害者支援ホーム南麻布	港区南麻布4-6-13	03-6455-7827
4	新橋はつらつ太陽	港区新橋6-19-2	03-6809-1665
5	港区立児童発達支援センター	港区南麻布4-6-13	03-6277-3106
6	有限会社すばる介護センター	港区高輪3-2-3 T323プレイスビル2階	03-5789-2786
7	特定非営利活動法人 みなと 障がい者福祉事業団	港区芝1-8-23 港区立障害保健福祉センター内	03-5439-8062
8	ケアコーディネーション	港区白金3-3-4 メゾン白金106	03-6453-9336
9	麻布メンタルヘルス指定相談 支援事業所	港区西麻布4-11-4-501	03-5424-1004
10	コスモスケアステーション	港区新橋6-5-4 DIKマンション新橋701	03-5405-1910
11	ケアネスト	港区芝大門1-11-9 ライオンズマンション芝公園601	03-3433-0270
12	ハッピーテラスケアサポート 芝浦	港区芝浦4-12-31 VORT芝浦WaterFront 1階	03-6435-4738
13	相談支援K-スタジオ	港区赤坂7-2-6 赤坂ナショナルコート202	070-3535-0010

居宅介護・移動支援			
	事業所名	所在地	電話番号
1	ヘルパーステーション・あんし んサイト	港区芝1-10-11 コスモ金杉橋ビル9階	03-6435-0791
2	港ケア・メイト	港区芝2-5-28-101	03-5476-9601
3	ポム	港区芝2-27-8 芝マンション403	03-5419-6970
4	エリーズセンドケア	港区芝5-20-7 グランドメゾン三田210	03-3456-2477
5	快活介護センター	港区東新橋2-10-10-714	03-6457-1915
6	コスモスケアステーション	港区新橋6-5-4 DIKマンション新橋701	03-5405-1910
7	こめつつじ会訪問介護事業所	港区三田1-3-44 ラクラス麻布十番002	03-6665-8922
8	ミライエケア	港区三田2-17-29 オーロラ三田705	03-6435-1545



	事業所名	所在地	電話番号
9	トータルケアサービス高輪事業所	港区三田3-7-16 御田八幡ビル1階	03-5427-5835
10	ケアリッツ神谷町	港区芝公園3-5-11 グリーンビルⅡ-101	03-6441-0875
11	えがお	港区南麻布2-2-13-702	03-5439-6686
12	ケアリッツ麻布	港区西麻布1-3-18 ハレのぐちビル201	03-6447-5211
13	フジケア麻布ステーション株式会社	港区西麻布1-15-16	03-3470-2317
14	結び-me	港区西麻布2-13-17 辰巳レヂデンス302	03-6421-0812
15	有限会社ユーエル介護センター	港区六本木3-4-31-302	03-3582-4540
16	ドリームメット	港区六本木3-15-2	03-6435-5692
17	ひなた介護株式会社	港区六本木6-8-15 第2五月ビル301	03-5414-1765
18	港区あんしん介護センター	港区麻布台3-4-10 誠工社ビル4階	03-3560-3322
19	訪問介護事業所サクラ	港区麻布十番1-5-11 紅梅ハウス502	03-6804-3045
20	介護ステーションぶらんち	港区麻布十番3-6-10	03-6400-5822
21	グッドライフケア訪問介護 港	港区東麻布1-7-3 第二渡邊ビル2階	03-6441-0895
22	株式会社モン・クール	港区東麻布1-26-5-702	03-3505-1073
23	株式会社山王介護センター	港区赤坂2-10-16 4階-A	03-6435-5022
24	ヘルパーステーションレッズ	港区赤坂6-4-19 サントミビル1階	03-5797-7253
25	フォーリーフ・ライフケアサービス	港区赤坂9-6-30-303	03-3403-3332
26	やまぶきケア	港区南青山2-27-8-203	03-6432-9321
27	エヌエーケアステーション	港区南青山7-8-8-801	03-6450-6348
28	ケア21 南青山	港区南青山7-12-9 スペース朱102	03-6419-3721
29	WITH YOU	港区三田5-5-4	090-6844-5602
30	あみらいく	港区三田5-18-6 イトーピア白金高輪1002	03-3446-1075
31	フェリス訪問介護合同会社	港区高輪2-1-11-119	03-6277-0739
32	ケアリッツ田町	港区高輪2-1-26 一色ビル3階	03-6275-1025
33	茜ケアステーション	港区高輪2-14-9 三愛ビル梅館201	03-5422-8971
34	有限会社はなみずき	港区高輪2-15-31 高輪グランドパームス204	03-5792-5874
35	有限会社すばる介護センター	港区高輪3-2-3 T323プレイスビル2階	03-5789-2786
36	ハービー&マックローリン・陽だまり介護センター	港区高輪3-19-23-702	03-3473-6896
37	ケアメイト港訪問介護事業所	港区高輪4-8-9 りぶ高輪503	03-6450-2585



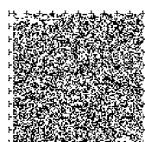
	事業所名	所在地	電話番号
38	稲穂の里	港区高輪4-11-24 ヒルズ高輪B棟101	03-6432-5889
39	なないろケアセンター白金	港区白金3-1-11	03-6456-3286
40	ニチイケアセンターしろかね	港区白金3-3-1	03-5447-1571
41	K港ステーション	港区白金台2-23-4	03-3444-1733
42	あひる介護	港区芝浦1-14-13	03-6450-3001
43	エンジェルケアプラン	港区芝浦2-17-2 田町竹芝ハイツ201	03-5442-9800
44	キヨタ芝浦介護サービス	港区芝浦4-3-4 田町きよたビル3階	03-5440-7288
45	ベル・ハートサポート	港区芝浦4-9-18-316	03-6426-8891
46	キューピット	港区海岸3-2-9 サンハイム田町302	03-6877-0584
47	アクティブ つるかめ介護	港区海岸3-21-9 ALBA802	03-6459-1666
48	ゆめかケア 港	港区港南3-9-33 ベイクレストタワー1313	03-6555-7605
49	ファミリーケアみたて	港区港南4-5-3 都営港南四丁目アパート3号棟	03-5463-8616

#### 居宅介護のみ

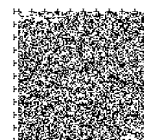
	事業所名	所在地	電話番号
1	あおぞら港事業所	港区芝5-13-5	03-5484-1195
2	訪問介護事業所 だいたい	港区西麻布4-11-28 エンパイアマンション401	03-6804-2255
3	アステイジ	港区麻布十番2-16-11 麻布十番2Aビル201	03-6809-6770
4	アイム介護福祉支援センター	港区赤坂7-10-9 第四文成ビル701	03-6807-4882
5	MAME	港区赤坂8-13-19	03-6447-2061
6	青山介護ヘルパーズ	港区赤坂8-13-24	03-6447-5273
7	Carer 訪問介護	港区南青山3-4-2 BASE南青山207	03-6427-1452
8	たけのこ介護サービス 港	港区高輪2-1-2 高輪ハイツ601	03-6447-7542
9	高輪介護	港区高輪2-15-11-609	03-3445-7393
10	はなたばケア	港区白金3-9-6 登坂ビル2階一中	03-6456-2946

#### 移動支援（港区外）

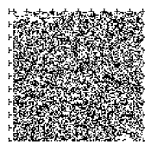
	事業所名	所在地	電話番号
1	訪問介護事業所きずな 御茶ノ水店	千代田区神田小川町1-8-3	03-3518-5183
2	障害児訪問支援ナンシー	千代田区神田神保町1-14-1	03-6811-0920
3	ゆめかケア 神保町本店	千代田区神田神保町2-38-11 岩田ビル3階	03-6555-5404
4	特定非営利活動法人ホープ	千代田区富士見2-3-7 タカオビル101	03-3221-4266



	事業所名	所在地	電話番号
5	エアリーサポート	中央区築地2-1-2-803	03-6278-8178
6	まっすぐケア	中央区築地4-3-12-1102	03-6807-7654
7	YSにじむすびALS支援センター東京	中央区日本橋兜町17-1 日本橋ロイヤルプラザ620	03-5962-3597
8	ケアステーションえがお	新宿区高田馬場1-25-36	03-3209-8668
9	東京山の手まごころサービス	新宿区高田馬場1-32-7 信ビル301	03-3205-6813
10	株式会社サン・ケアネット	新宿区新宿1-20-13 花園公園ビル10階	03-3353-4701
11	ケアデザイン	新宿区西新宿3-14-20 ヴィラ西新宿302	03-6276-6962
12	ワンダフルサポート訪問介護事業所	新宿区西新宿7-20-2 愛美堂ビル6階	03-6279-1342
13	ケアシステム風丸	文京区大塚5-15-10 三恵ビル302	03-5810-1737
14	NPO法人結ぶ会	江東区豊洲4-10	03-6767-8007
15	ケアリッツ品川	品川区大崎4-2-2 トーカンマンション五反田2階	03-6417-0223
16	スターケアステーション	品川区西五反田1-4-8 秀和五反田駅前レジデンス608	03-6675-3315
17	ホームヘルパーX	品川区西五反田2-14-11-404	03-6403-5205
18	株式会社ハート・トータルサービス	品川区東五反田4-8-7	03-3443-6666
19	インクル南品川 ヘルパーステーション	品川区南品川4-11-1 グリーンハイム南品川	03-3471-2475
20	ケアステーション リリフル	品川区北品川5-12-1-503	03-5475-7733
21	らいふホームヘルプサービス	品川区東品川2-2-24 天王洲セントラルタワー18階	03-5769-7266
22	生活サポートの ぷらむ	品川区東品川2-5-6-2601	03-6712-4433
23	ピーターパンサポートセンター	大田区鵜の木1-19-18 東急ドエル・アルス鵜の木イーストコート205	03-5741-1478
24	合同会社ラピスガイドステーション	大田区西蒲田7-4-3 カーサ蒲田501	03-6715-8321
25	吉野ヘルパーステーション	大田区東矢口1-14-21	03-6424-5351
26	移動支援事業所トモノエアクティブ	大田区矢口1-23-29 武蔵ハイムA棟303	03-6715-2307
27	株式会社カナウの森	世田谷区奥沢8-31-6 山崎ビル2階	03-6805-9498
28	トイトイサポート	世田谷区経堂4-23-6 コーポ白銀105	080-6013-0401
29	ろーたすけあ・サポート	世田谷区三軒茶屋1-40-14 太子堂ハイム203	03-5436-8100
30	訪問介護事業所きずな世田谷店	世田谷区松原2-34-11-201	03-6379-1414
31	Live One's Own Life Piece	世田谷区北沢3-15-2 ヒルズキタザワ101	03-5452-8729



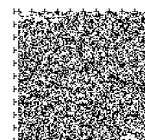
	事業所名	所在地	電話番号
32	日介センター代々木	渋谷区代々木1-16-6 代々木コパン3階	03-5333-1390
33	SOMPOケア 渋谷 訪問介護	渋谷区代々木3-28-6 いちご西参道ビルA棟2階A室	03-6300-0960
34	日本リック訪問介護杉並事業所	杉並区阿佐谷南1-9-7 コمامラビル	03-5377-5065
35	ニチイケアセンター飛鳥山	北区滝野川1-63-6 藤和シティコープ飛鳥山公園ビル201	03-5961-4245
36	訪問介護事業所きずな 練馬店	練馬区南田中3-26-5 Ms t a g e練馬高野台1号室	03-6913-2089
37	居宅・訪問介護ハヌル	足立区伊興4-7-4	03-6824-6680
38	SOMPOケア 梅島 訪問介護	足立区足立3-33-1 田口会館ビル201	03-5845-2861
39	居宅介護支援ステーションよし樹	足立区梅田2-12-1 ときどきビル3階	03-5845-8405
40	ドロップ	葛飾区立石1-7-29	03-5670-0716
41	ホームヘルプステーションふれにあ本舗	江戸川区松島2-9-2	03-5879-4970
42	ハート ケア	江戸川区中葛西3-8-18 リオグランデ301	03-6663-8684
43	R a k u e 瑞江	江戸川区東瑞江2-10-10	03-5664-6332
44	特定非営利活動法人グループこまきさ	立川市砂川町6-38-5 日神パレステージ玉川上水102	042-537-3555
45	三鷹ナース・ヘルパーセンター	三鷹市上連雀7-8-28 2階	0422-47-6815
46	はっぴいハウス	狛江市和泉本町4-7-27-103	03-5497-7343
47	S E S S E	東村山市本町3-19-57 エクセレンス澤崎B棟202	042-394-4805
48	ブルーフ	国立市東1-14-22	042-502-6956
49	アドヴァンスケア西東京	西東京市田無町4-8-22 ピラ田無102	042-497-6861
50	ケアビジョン東浦和	埼玉県さいたま市緑区東浦和5-9-11 トヤマコーポ202	048-810-4937
51	重度訪問介護事業所 椿のさと	埼玉県草加市草加2-1-3	048-951-2082
52	みつば訪問介護 朝霞台	埼玉県朝霞市本町2-21-39 きよみコーポ101	048-487-9595
53	オプリー訪問介護事業所	埼玉県和光市下新倉3-6-86	048-464-3223
54	ケアステーションしゅしゅ	千葉県柏市北柏4-4-8	04-7165-1526
55	訪問介護事業所きずな浦安店	千葉県浦安市今川4-9-1 マリナーデイスティ203	047-702-5108
56	あさぞら	神奈川県横浜市旭区鶴ヶ峰2-9-9 第2大幸ビル1階	045-744-7436
57	にいほーむヘルプサービス	福岡県春日市昇町3-18	092-589-4020



児童発達支援・放課後等デイサービス			
	事業所名	所在地	電話番号
1	コアヴィレッジ芝公園	港区芝2-29-14 一星芝公園ビルディング1階	03-6722-0388
2	児童発達支援・放課後等デイサービス LUMO 三田校	港区芝3-30-11 芝三第二ビル2階	03-6453-7397
3	港区立児童発達支援センター	港区南麻布4-6-13	03-6277-3106
4	スポーツ塾 ハートフルデイ 東麻布	港区東麻布2-5-9 サンエイビル2階	03-6441-0607
5	DRK青山スタジオ	港区南青山2-24-10 2階	03-5843-0982
6	こどもサポート教室「きらり」 白金高輪校	港区三田4-10-5 テラドール1階	03-6435-3438
7	すてっぷわん	港区高輪1-17-15 オーク高輪ビル2階	03-5860-2378
8	児童発達支援・放課後等デイサービス キッズプレイスタかなわだい	港区高輪3-6-23 エステート高輪102A	03-5422-7049
9	児童発達支援・放課後等デイサービス キッズプレイスタかなわだい セカンド	港区高輪3-6-23 エステート高輪202	03-6277-4247
10	ハービー&マックローリン・ 陽だまり介護センター	港区高輪3-19-20-103号・102号	03-5791-2097
11	TODAY児童デイサービス 白金	港区白金3-16-9	03-6450-2157
12	TODAY児童デイサービス 白金2号館	港区白金5-6-9 田中ビル1階	03-5422-7853
13	スポーツ塾 ハートフルデイ 芝浦	港区芝浦2-17-10 新大友ビル1階	03-5439-9929
14	児童発達支援・放課後等デイサービス LUMO 芝浦校	港区芝浦3-19-18 内村芝浦ビル1階	03-3456-2738
15	ハッピーテラス芝浦教室	港区芝浦4-12-31	03-6435-3386

児童発達支援のみ			
	事業所名	所在地	電話番号
1	メルケアみなとセンター	港区新橋4-27-4 新橋吉樹ビル	03-6205-4077
2	コペルプラス 浜松町教室	港区浜松町1-24-8	03-5422-1107
3	児童発達支援 ヒトツナ麻布教室	港区元麻布3-1-36 つなかわビル2階	03-6721-1561

放課後等デイサービスのみ			
	事業所名	所在地	電話番号
1	港区立障害保健福祉センター 放課後等デイサービス	港区芝1-8-23	03-5439-8075
2	スマートキッズプラス芝公園	港区芝3-25-2 黒田芝ビル2階	03-6809-5597
3	アフタースクール クローバー キッズ麻布十番	港区麻布十番3-11-12	03-3451-4141
4	KOKOZO 南青山	港区南青山4-3-24 青山NKビル1階	03-6434-5596



## ◆あ行

アイエスエフネットベネフィット	
青山事業所	150
アトリエ・レダクラフト	151
アプローズ南青山	150
愛の手帳(都の制度)	47
愛の手帳判定基準表	164
青い鳥郵便葉書の無料配布	134
いちょう学級	107
移動支援	103
NHK 受信料	133
NTT の電話番号案内の無料利用	132
おむすびサービス (住民参加型の有償在宅福祉サービス)	148

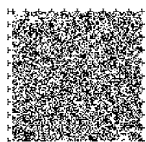
## ◆か行

かいせいファーム	152
各総合支所区民課保健福祉係	24
家具転倒防止器具等の取付支援	92
風の子会高浜生活実習所	150
紙おむつの給付・おむつ代の助成	91
機能訓練	139
救急情報の活用支援事業	96
救急通報システム	92
緊急移送サービス	103
緊急ネット通報(東京消防庁)	96
区議会インターネット中継 (手話通訳字幕入り)	116
区民保養施設 「大平台みなと荘」の優先抽選	135
区民保養施設利用料金の減額	135
区立施設等の利用料金	
および使用料の免除	108
区立公共駐車場・ 自転車等駐車場料金	136
グループホーム	153
車いすの貸出し	144
携帯電話使用料など	132
原爆被爆者援護事業	70

原爆被爆者見舞金	59
後期高齢者医療制度	68
航空旅客運賃	129
(公財) 東京しごと財団	119
広報東京都(点字・テープ版等)	113
広報番組(手話通訳字幕入り)	114
広報みなと(点字版)・声の広報 (デイジーCD版・テープ版)	113
工房アミ	149
工房ラピール	150
工房ローズマリー・はーとカフェ	151
高齢運転者等専用駐車区間制度	95
こころの健康相談 (精神保健福祉相談)	34
個人事業税の減免など	127

## ◆さ行

災害時避難行動要支援者登録事業	92
在宅重症心身障害児(者)等 訪問事業	70
在宅重度障害者(児)への 見舞品の贈呈	148
三療サービス (鍼・灸・マッサージ)	93
JR 運賃、私鉄運賃	128
視覚障害者日常生活情報点訳等 サービス	116
視覚障害者向け代理確認サービス	89
資源・ごみの戸別訪問収集	95
施設入浴サービス	89
施設の貸出し	139
失語症者へのコミュニケーション 支援者派遣	101
児童育成手当(育成手当)(区)	55
児童育成手当(障害手当)(区)	55
自動車運転免許取得費の助成	105
自動車改造費の助成	105
自動車事故対策機構の支援制度	59
自動車税などの減免	125



自動車燃料費助成……………	104	障害者団体の学習活動に 対する助成……………	107
児童発達支援センター（ぱお） ……	32	障害児者等かかりつけ歯科医の案内 ……………	72
児童扶養手当（国） ……	56	障害者防災用品あっせん事業……………	93
重症心身障害者通所事業……………	100	障害手当金（厚生年金） ……	58
重症心身障害児（者）等 在宅レスパイト事業……………	99	障害等級別で申請可能な手当の早見表…	50
住宅設備改善費の給付……………	86	障害保健福祉センター （ヒューマンぷらざ）……………	31
重度障害児日中一時支援事業……………	107	小児精神障害者入院医療費助成……………	70
重度心身障害者手当（都） ……	54	小児慢性疾患の医療費助成……………	67
重度身体障害者（児） 居宅生活支援事業……………	99	所得税・住民税の障害者控除……………	124
重度脳性麻痺者介護事業……………	99	自立訓練（機能訓練） ……	138
住民税の非課税……………	125	自立支援医療（育成医療） ……	61
就労施設・生活介護施設など……………	149	自立支援医療（更生医療） ……	61
手話通訳者養成事業……………	102	自立支援医療（精神通院医療） ……	69
手話通訳等の派遣サービス……………	101	寝具乾燥消毒……………	91
手話での法律相談……………	98	心身障害者医療費の助成……………	60
手話等の通訳サービス……………	88	心身障害者福祉手当（区） ……	52
巡回入浴サービス……………	89	身体障害者障害程度等級表……………	158
障害基礎年金（国民年金） ……	57	身体障害者相談員・ 知的障害者相談員……………	35
障害厚生年金（厚生年金） ……	58	身体障害者手帳（国） ……	47
障害児通所支援 （児童福祉法）……………	142	身体障害者手帳、愛の手帳の 第1種、第2種の区分 ……	128
障害児福祉手当（国） ……	52	新橋はつらつ太陽……………	149
障害者虐待防止センター……………	33	水道・下水道料金……………	133
障害者グループホーム家賃助成…	123	生活体験プログラム事業……………	141
障害者控除・特別障害者控除 対象者の認定……………	125	精神障害者支援センター （あいはーと・みなと）……………	32
障害者支援ホーム南麻布 （ホーム南部坂ありす）……………	33	精神障害者保健福祉手帳（国） ……	48
障害者（児）日常生活用具の 給付など……………	73	精神障害者保健福祉手帳判定基準表 ……………	166
障害者（児）日中一時居場所 提供事業……………	108	成年後見制度……………	145
障害者住宅……………	121	選挙制度……………	110
障害者総合支援法・ 児童福祉法に基づくサービス……………	37	相談支援 （精神障害者支援センター）……………	141
障害者総合支援法の 対象疾病一覧……………	170	相談支援 （児童発達支援センター）……………	142
障害者基幹相談支援センターと 地域の基幹相談拠点……………	29	粗大ごみの運び出し収集……………	95





## ◆た行

代理電話サービス	88
タクシー運賃	130
タクシー利用券の給付	104
だれでもスポーツ開放事業	108
短期入所	154
地域活動支援センター事業 (障害保健福祉センター)	138
地域活動支援センター事業 (精神障害者支援センター)	141
駐車禁止規制の除外	93
中等度難聴児発達支援事業	87
聴覚・言語障害者のための 調べもの相談(レファレンス)	116
ディーキャリアITエキスパート 田町オフィス	152
ディーキャリア芝浦オフィス	152
デイケア (精神障害者社会復帰援助事業)	106
点字図書館	116
電話リレーサービス	97
東京都医療的ケア児支援センター	157
東京障害者職業センター	118
東京障害者職業能力開発校	120
東京都重度身体障害者 在宅パソコン講習事業	120
東京都障害者休養ホーム	109
東京都障害者福祉会館	155
東京都心身障害者福祉センター	155
東京都心身障害者扶養共済制度	59
東京都難病相談・支援センター	157
東京都発達障害者支援センター <TOSCA(トスカ)>	156
東京都保健医療情報センター	72
東京都立北療育医療センター	70
東京都立心身障害者口腔保健センター	71
東京都立中部総合精神保健福祉センター	155
東京都立東部療育センター	71

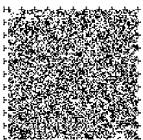
都営交通の無料パス (精神障害者都営交通乗車証)	130
都営交通の無料パスと割引	129
都営住宅	121
都営住宅使用料の減額	123
都議会だより(点字・テープ版等)	114
特定疾病療養受療証	68
特別児童扶養手当(国)	56
特別障害給付金	57
特別障害者手当(国)	54
特別障害者手当認定基準表	168
図書館の宅配サービス	111
図書館「声の図書サービス」	114
都立中央図書館の視覚障害者 サービス	115

## ◆な行

難病等の医療費助成	61
西麻布作業所	149
年金に関する相談窓口	58

## ◆は行

徘徊探索支援	90
配食サービス	91
発達障害者支援室	31
ハローワーク品川	118
B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成	66
ひとり親家庭などの医療費助成	67
119番ファクシミリ通報 (東京消防庁)	97
フェリー旅客運賃	132
福祉キャブの運行	103
福祉サービスの体系	38
福祉資金(生活福祉資金)の貸付	148
福祉車両購入費の助成	106
福祉総合窓口	25
福祉手当(経過措置)(国)	53
ブラボークリエイティブス	151
補助犬の給付	106
補装具費の支給	85
ヘルプカード普及事業	93
ボランティア活動	144



<b>◆ま行</b>	
みなと区議会だより（点字版）・	
声の区議会だより（テープ版）	113
港区口腔保健センター （障害者歯科診療所）	71
港区コミュニティバス・	
台場シャトルバス乗車券	130
港区視覚障害者福祉協会	35
港区失語症友の会「みなとの会」	36
港区児童相談所	34
港区重症心身障害児（者）を守る会	36
港区障害者サービス苦情解決委員会 （ヒューマンほっとライン）	34
港区障害者就労支援事業	117
港区心身障害児・者団体連合会	36
港区中途障害者会	36
港区聴覚障害者協会	35
港区手をつなぐ親の会	36
港区の障害者団体	35
港区等の障害福祉サービス事業所一覧	174
港区バリアフリーマップ	112
港区ホームページ・港区議会 ホームページの音声読み上げ	113
みなと高次脳	36
みなと工房	150
みなと障がい者福祉事業団	149
みなと障害者支援アプリ	112
みなと保健所	29
みなとワークアクティ	149
MUSE935（ミュージックユウサンゴ）	151
民営バス（身体障害者手帳、 愛の手帳をお持ちの人）	131
民営バス（精神障害者保健福祉手帳を お持ちの人）	131
無料入浴券交付	90
<b>◆や行</b>	
夜間こころの電話相談（都）	156
郵便料金の減免	134
有料道路通行料金	131
<b>◆ら行</b>	
ライフ&ワーク	152
リヴァトレ品川	152

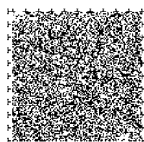
利子などの非課税	127
LITALICO ワークス新橋	153
理美容サービス	89
利用者負担の軽減	46
利用者負担の仕組み	44
利用の手続き	42



しょうがいしゃ かん  
**障害者に関するマーク**

障害者に関するマークは、国際的に定められたものや法律に基づいているものの他、各障害者団体が独自に提唱しているものもあります。そのうち、代表的なものをご紹介します。各マークの詳細・使用方法・配布方法等は、各団体にお問い合わせください。

	<p><b>障害者のための国際シンボルマーク</b>                      障害のある人が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。車いすを利用する人だけでなく、障害のある全ての人のためのマークです。</p>	<p>公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会                      電話 03-5273-0601                      FAX 03-5273-1523</p>
	<p><b>盲人のための国際シンボルマーク</b>                      世界盲人連合で1984年に制定された世界共通のマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器等につけられています。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物等に使用されています。</p>	<p>社会福祉法人 日本盲人福祉委員会                      電話 03-5291-7885                      FAX 03-5291-7886</p>
	<p><b>身体障害者標識 (身体障害者マーク)</b>                      肢体不自由であることを理由に、運転免許に条件を付された人が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。</p>	<p>各警察署                      警視庁ホームページ</p>
	<p><b>聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)</b>                      聴覚障害であることを理由に、運転免許に条件を付された人が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。</p>	<p>各警察署                      警視庁ホームページ</p>
	<p><b>耳マーク</b>                      聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮をを求める場合等に使用されているマークです。また、自治体、病院、銀行等が、聴覚障害者に援助を示すマークとしても使用されます。</p>	<p>一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会                      電話 03-3225-5600                      FAX 03-3354-0046</p>
	<p><b>ほじょ犬マーク</b>                      身体障害者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を受け入れる店の入口等に貼るマークです。不特定多数の人が利用する施設（デパートや飲食店等）では、補助犬の受け入れが義務付けられています。</p>	<p>厚生労働省・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室                      電話 03-5253-1111 (代)                      FAX 03-3503-1237</p>
	<p><b>オストメイトマーク</b>                      オストメイト（人工肛門・人工膀胱を保有する人）を示すシンボルマークです。オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合等に使用されています。</p>	<p>公益社団法人 日本オストミー協会                      電話 03-5670-7681                      FAX 03-5670-7682</p>
	<p><b>ハート・プラスマーク</b>                      身体内部に障害がある人を表しています。心臓疾患などの内部障害・内臓疾患は外見からは分かりにくいので、さまざまな誤解を受けることがあります。そのような人の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。</p>	<p>特定非営利活動法人 ハート・プラスの会  <a href="http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/">http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/</a></p>
	<p><b>ヘルプマーク</b>                      義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、または妊娠初期の人等、援助や配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるように作られたマークです。</p>	<p>東京都 福祉局 障害者施策推進部 企画課 社会参加推進担当                      電話 03-5320-4147                      FAX 03-5388-1413</p>
	<p><b>障害者雇用支援マーク</b>                      公益財団法人ソーシャルサービス協会が在宅障害者就労支援ならびに障害者就労支援を認めた企業・団体に対して付与する認証マークです。</p>	<p>公益財団法人 ソーシャルサービス協会 ITセンター                      電話 052-218-2154                      FAX 052-218-2155</p>
	<p><b>白杖SOSシグナル普及啓発シンボルマーク</b>                      白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p>	<p>岐阜市 福祉部福祉事務所 障がい福祉課                      電話 058-214-2138                      FAX 058-265-7613</p>
	<p><b>手話マーク</b>                      聴覚に障害がある人が、手話でのコミュニケーションの配慮をを求める場合に提示されるマークです。また、自治体、民間施設、交通機関の窓口などで、手話での対応が可能であることを示すマークとしても使用されています。</p>	<p>一般財団法人 全日本ろうあ連盟                      電話 03-3268-8847                      FAX 03-3267-3445</p>
	<p><b>筆談マーク</b>                      聴覚障害者、音声言語障害者、知的障害者や外国人等が筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示されるマークです。また、窓口等で掲示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。</p>	<p>一般財団法人 全日本ろうあ連盟                      電話 03-3268-8847                      FAX 03-3267-3445</p>



## 区 の 木



ハナミズキ

ミズキ科  
北米原産 外来種  
落葉広葉樹

## 区 の 花



アジサイ

ユキノシタ科  
日本(関東南部)原産  
落葉広葉樹(1.5~2.0m)



バラ

バラ科  
日本、中国、欧州原産  
常緑落葉低木つる



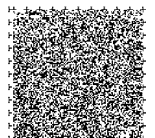
港区のマークは、昭和24年7月30日に制定しました。  
旧芝・麻布・赤坂の3区を一丸とし、その象徴として港区  
の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

### 障害者のためのサービス一覧

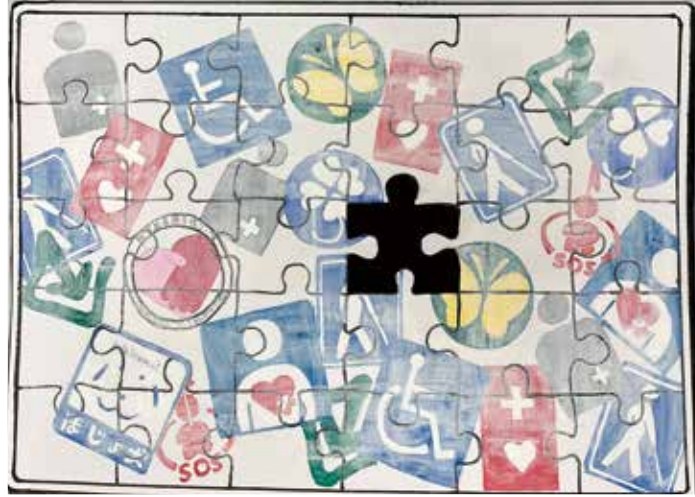
令和6年度(2024年度)  
2024年6月発行

発 行 港区  
編 集 港区保健福祉支援部障害者福祉課  
東京都港区芝公園1-5-25  
電 話 03(3578)2111(代表)  
FAX 03(3578)2678

刊行物発行番号  
2024041-3741



ひとつひとりが  
かけがえのない!



みんなのえがおが  
みたいから



広げよう 心の  
バリアフリー